

令和6年1月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和6年1月26日（金） 13時30分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 13名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	7番	入鹿山 君徳
職務代理者	11番	中村 裕臣	委員	8番	窪田 良二
委員	1番	河本 アツミ	委員	9番	鮫島 貞人
委員	2番	鮫島 繁樹	委員	10番	深田 広文
委員	3番	欠席	委員	12番	日笠山 昭代
委員	5番	中村 逸夫	委員	13番	古田 新一
委員	6番	山下 正	委員	14番	名越 直樹

4. 欠席委員 1名 3番 日高 仙三

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報告第1号 合意解約等について
- 第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 4 議案第2号 非農地証明について
- 第 5 議案第3号 あっせんについて
- 第 6 議案第4号 農用地利用集積計画策定に係る意見について
- 第 7 議案第5号 意見の提出について

○事務局

皆さんこんにちは。

本日は3番委員から欠席の届出が提出され、あとN推進委員から少し遅れるということで連絡が入っています。

それでは、定刻、定足数に達しておりますので、これから令和6年1月西之表市農業委員会定例総会を開会します。

なお、会議中は、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定をお願いします。

また、退席するときは、議長の許可をもらってから退席してくださいませようお願いします。

それでは、開会にあたり、会長に御挨拶いただき、そのあと、議事進行をお願いします。

○会長

改めまして、皆さんこんにちは。

本日、年が明けて初めて会う方がほとんどではないかと思っておりますので、改めまして皆さん明けましておめでとうございます。本年も本当によろしく申し上げます。

さて、皆さん御存じのように、今年の日元早々、石川県の能登半島で震度7強の地震が起きまして、地震による家屋の倒壊、また津波による被害等出ております。

深く哀悼の意を表したいと思っております。

本日は、令和6年1月の西之表市農業委員会定例総会の案内をいたしましたところ、委員、推進委員の皆さんには、出席をいただきありがとうございました。

議事の前に最近の農産物の出荷状況の情報が技連会から来ておりますので、かいつまんで報告をしたいと思っております。

青果用のサツマイモにつきましては、12月28日で終了しております。ただ、11月以降、貯蔵中の腐敗がありまして、クレームが来ているということです。どうしても出荷した後に出てくる被害がありますので、仕方がないのかなあということです。

ブロッコリーは、寒波の影響はないようです。

豆類につきましては、害虫のスリップスの被害が出ているようです。寒波で下西・住吉あたりの圃場において、アラレの被害と強風によって防風ネットが倒れるなどの被害が出ているようです。

また、今日のラジオを聞いていますと、指宿でスナップエンドウが、冷害でやられているようで、倍ぐらいの価格にはね上がっているようです。

これから農家も頑張りどころかと思っております。

また1月24日から25日にかけて子牛のセリが行われたんですけども、価格が12月と比べれば、少しは高くなっているようですけれども、去年からすると大分まだ低い状態のようです。

コロナが五類になってからコロナの発生状況とか発表はありませんけれども、インフルエンザ同様、コロナのほうもまだまだ頑張っているようでございます。

皆さん、引き続き、体調のほうは管理をしっかりしていただきますようお願いいたします。

令和6年が、皆様にとりまして、幸多き年になりますように、お祈りを申し上げます。

○議長

それではこれから総会を開会したいと思います。

日程は、手元に配付しています議事日程のとおりです。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

7番 入鹿山委員、8番 窪田委員を指名します。

次に日程第2、報告第1号「合意解約等について」です。事務局、報告をお願いします。

○事務局

日程第2、報告第1号、「合意解約等について」を説明します。資料は1ページです。

今月の合意解約は、1番から3番の3件で、台帳現況地目畑の8筆、9,938平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を説明します。資料は2ページです。

今月は所有権移転1件の申請がありました。

1番です。住吉校区、能野里地区です。

台帳現況地目畑の1筆で、現況面積2,056平米を贈与により所有権移転するものです。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。続いて担当委員から報告をお願いします。整理番号1について、6番委員、お願いします。

○6番

6番です。整理番号1番について報告します。

1月20日、譲受人、担当推進委員の立会いのもと、現地確認を行いました。

現地は、住吉能野里の圃場整備済みの地区にあり、譲渡人の親戚に当たる方が、サトウキビを作付しておりました。

譲渡人は譲受人と兄弟で、現在、県外に住んでおり、申請内容について、電話で確認をとりました。

譲受人は、譲渡人の圃場を引受け、サトウキビを耕作する強い意思を持っており、申請のとおり許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま担当委員から説明がありました。この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら、挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の採決をします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第4、議案第2号「非農地証明について」を議題といたします。議案説明をお願いします。

○事務局

日程第4議案第2号、「非農地証明について」を説明します。資料は3ページです。

1番です。下西校区池野地区です。台帳地目は畑ですが、平成10年頃から耕作せず、現在、雑種地となっております。交付基準2に基づく申請です。

2番です。榕城校区本立地区です。台帳地目は畑ですが、昭和53年頃から耕作せず、現在は原野となっております。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

3番です。榕城校区、本立地区です。台帳地目は田ですが、昭和53年頃から耕作せず、現在は原野となっております。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。この件につきましては、10日に合同の現地調査が行われておりますので、調査委員長の報告をお願いします。

○13番

13番です。

まず、番号1でございますけれども、担当委員と担当推進委員のお二方と行政書士の方が立ち会っていただきました。

以前、この土地は、家を建てる予定だったそうですけれども、許可がおりずにそのまま放置していたとのことでした。今では、隣の方が同意を得て、駐車場に使わせてもらっているとのこと。また、途中、隣に住む方が顔を出されましたけれども、土地の所有者に会ったことがないそうです。耕作しなくなってから20年以上経過しており、交付基準2の雑種地としていいのではないかと意見の一致を見たところ。です。

どうかひとつ、皆さん方の御審議のほどお願いしたいと思います。

○議長

次をお願いします。

○13番

はい。それでは、番号2と3を報告します。2と3は隣接地でございます。

まず、2ですけれども、担当委員と担当推進委員と申請代理人に立ち会っていただきました。

現地は、写真でもわかる通り、ニガダケやヨシダケも走って、カヤが生い茂っていました。一目瞭然、原野というふうに判断をしたところでございます。

それから、3ですが、これは、田んぼだったようで、2と隣接しております。さっきの2の写真と全く一緒のような状態でございます。ここには、木も生い茂ってました。原野であるということが一目瞭然で、同行していただいた皆さんが原野であるという判断をしたところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま調査委員長から報告がありました。この件につきまして担当委員から補足の説明があったらお願いします。

まず、整理番号1について、11番委員何かあったらお願いします。

○11番

はい、11番です。

基本、調査委員長の報告どおりですが、既にこの場所は、20年以上の駐車場として利用しているだけではなく、既に砂利等も敷いてありました。ここに入る道もセメント道なのですが、トラクターがやっと入るぐらい狭く、自動車も軽自動車が入るぐらいの狭い道でしたので、今後利用することはないのかなという考察でした。

以上です。

○議長

それでは整理番号2番3番を14番委員お願いします。

○14番

14番です。調査委員長の報告どおりです。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、担当委員から補足の説明、報告がありました。この件につきまして皆さんから何か質疑等ありましたら、挙手でお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、議案第2号「非農地証明について」の採決を行います。

原案のとおり、承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

はい、ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

○6番

非農地の交付基準は、みんなにももらえないのかなと思います。

○事務局

改選後の最初の研修会で説明をしたときに、委員、推進委員全員にお配りしますので、無い方は事務局にお立ち寄りください。

○議長

よろしいでしょうか。

それでは続きまして日程第5、議案第3号「あっせんについて」を議題とします。事務局説明をお願いします。

○事務局

日程第5、議案第3号「あっせんについて」を説明します。資料は4ページから5ページです。

1番です。「売りたい」の申出です。場所は現和校区上之町地区です。価格につきましては、一任することです。

あっせん委員につきましては、2番 鮫島繁樹委員と9番 鮫島貞人委員にお願いします。

2番です。「売りたい」の申出です。場所は、下西校区上石寺地区です。価格は相談に応じますとのこと。現在、貸借中ではありますが、買手が見つかった場合は、返却してもらう予定とのこと。

あっせん委員につきましては、11番 中村裕臣委員と、14番 名越直樹委員にお願いします。

3番です。「売りたい」の申出です。場所は、下西校区上石寺地区です。価格は相談に応じますとのこと。2番と同様、現在貸借中ではありますが、買手が見つかった場合は返却してもらうということになっています。

あっせん委員につきましては、11番 中村裕臣委員と、14番 名越直樹委員にお願いします。

以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました。ただいまのあっせんの件に対して、何か質疑等ありましたら挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくをお願いします。

続きまして日程第6、議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第6、議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明します。

まず「所有権の移転について」を説明します。資料は6ページです。

1段目です。地目畑、面積10,157平米、所有権を移転する者3人、受ける者4人です。

2 段目です。地目畑、面積、5, 900 平米、所有権を移転する者1人、受ける者1人です。

内訳につきましては、7 ページを詳細につきましては、8 ページから18 ページを御覧ください。

続きまして、中間管理事業分の利用権設定です。

まず初めに、所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。

19 ページをお開きください。

1 段目です。期間が令和6年2月1日から令和11年1月31日までの5年間、地目畑面積16, 343 平米、利用権の設定をする者3人、受ける者1人です。

2 段目です。期間が令和6年2月1日から、令和16年1月31日までの10年間、地目田、6, 611 平米、地目畑、41, 864 平米で合計面積48, 473 平米、利用権の設定をする者7人、受ける者1人です。

内訳については20 ページを、詳細につきましては21 ページから30 ページを御覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から、耕作者への、利用権設定を説明いたします。31 ページをお開きください。

1 段目です。期間が令和6年2月1日から令和11年1月31日までの5年間、地目畑、16, 343 平米、利用権の設定をする者1人、受ける者2人です。

2 段目です。期間が令和6年2月1日から令和16年1月31日までの10年間、地目田、6, 611 平米、地目畑、41, 862 平米、合計面積48, 473 平米、利用権の設定をする者1人、受ける者8人です。

内訳につきましては32 ページを、詳細につきましては、33 ページから44 ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

それでは、担当委員の報告をお願いします。所有権移転、整理番号1について7番委員報告をお願いします。

○7番

7番です。整理番号1について報告します。

現在までT株式会社がサトウキビを作っていてそのあとに、個人の方がサトウキビを作っておりましたが、期限が今年度までということで、耕作をもうしないということになりまして、譲渡人から譲受人に、この先、畑を贈与して作ってもらうということを了承いたしております。

現地も確認して、譲渡人、譲受人とも、相違ないということで、受けております。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

続きまして所有権移転整理番号2及び3について、9番委員、お願いします。

○9番

はい、9番です。まず、2番につきまして、譲渡人はS株式会社の破産管財人

の方です。譲受人は、現在、譲受人には、現和校区西俣地区に在住の認定農業者です。

譲渡人により話があり、譲受人は、経営拡大を考えていた時で、この申請となっております。

現在、馬鈴薯、安納イモ、スナップエンドウ、ゴーヤなど6ヘクタールを作付しております。

譲受人は経営能力も高く、機械一式そろっており、この申請に何ら問題はないと考えます。

続きまして、3番です。これも一緒に、譲渡人は、S株式会社の破産管財人の方です。譲受人は、伊関校区柳原地区在住の認定農家です。

この畑は譲受人が借りていて、サトウキビを作付しており、売買の話があったということでした。

価格は双方で話し合ったということです。現在、譲受人は、サトウキビを9ヘクタール作付しているそうです。将来15ヘクタールまで、増やしたいということで、順次、借地なり購入なり考えているということでした。

機械は一式そろっていて、何ら、この申請に不備はないと考えております。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続きまして、所有権移転整理番号4について、12番委員報告をお願いします。

○12番

はい、12番です。整理番号4について報告します。

1月21日、譲受人及び担当推進委員立会いのもと、現地調査を行いました。

譲受人は、上西校区牧之峰地区在住で、畜産を主とする農地所有適格法人であります。

申請地は、以前から借受け、牧草を作付けしておりましたが、譲渡人から売買の話になり、価格をはじめ、譲渡人との協議の上、今回の申請となりました。

技術的にも何ら問題もないと思いますので、許可相当と思います。

また、譲受人である農地所有適格法人は、経営拡大の意向について、話をしたのですが、借り賃が高いことや、農地の状況等の折り合いがつかない畑が多く、規模拡大にはつながっていないということで苦慮しているという話が出ました。

以上報告します。

○議長

はい。続きまして所有権移転整理番号5について、14番委員報告をお願いします。

○14番

14番です。整理番号5番について報告します。

1月24日、譲受人立会いのもと、担当推進委員と現地調査を行いました。

譲受人は、畜産、たばこ、大根を作付けする榕城校区在住の認定農家です。

譲渡人である父親が高齢により農業が出来なくなったため、今回の申請となったようです。

現地には、現状どおり牧草、大根を作付けするとのことでした。

農業機械についても、一式そろっており、経営技術についても申し分ありません。

譲渡人が、入院中のため、本人との確認をとれませんでした。双方が、親子関係であるため、許可相当と考えます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま担当委員から説明報告がありました。この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら、挙手でお願いします。

(挙手無し)

○議長

それでは無いようですので、これから議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

はい、ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして日程第7、議案第5号「意見の提出について」を議題とします。議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第7、議案第5号「意見の提出について」を説明します。45ページをお開きください。

この意見書は、先月の定例総会において、農業経営緊急支援事業の継続について強い要望があったことから、今回議案として上程いたしました。

要望書を読んで、説明にかえさせてもらいます。

要望書、西之表市長 八板俊輔 様。

西之表市農業委員会会長 脇田峰生

農業経営緊急支援事業の令和6年度の継続について

時下、ますますご清祥の事を喜び申し上げます。

令和5年12月議会において、物価高騰が、農業経営への影響を緩和することを目的とした農業経営緊急支援事業が承認されました。

しかしながら、今後、農産物の価格は上がらず、物価高騰が続き、農業経営が逼迫し、廃業する農家が増えることが予想され、本市の農業の存続が危ぶまれます。

廃業農家の抑制と、新規就農者の育成による担い手の確保のためにも、下記について要望します。

財政厳しい折と存じますが、何とぞ御検討をお願いします。

1、令和6年度も引き続き事業の継続をすること。

以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。

先月の定例総会の折に、10番委員から意見があつて、意見の提出ということ形で、要望書を作成しました。このことに意見等ありましたら挙手でお願いをします。

(挙手無し)

○議長

はい。それでは無いようですので、質疑を終了し、議案第5号「意見の提出について」の採決を行います。

この原案のとおりで、承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、原案のとおり承認し、市長宛てに意見を提出することに決定しました。

以上をもちまして本日の議事は終了しました。

なお、農業委員会法14条及び24条において、農業委員、推進委員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない、その職を引いた後も同様とするとなっております。

皆様毎回のことですが、非常に最近この個人情報というのが重要になっておりますので、これからも御注意をいただきたいと思ひます。

会 長 _____ 印

7 番 委 員 _____ 印

8 番 委 員 _____ 印